

# ETCカードレンタルサービス注意事項

- 1 ETCカードのレンタル期間中は、お客さまの責任においてETCカードを管理してください。ETCカードのレンタル期間中に第三者が使用された通行料につきましても、お客さまにお支払いいただきます。
- 2 通行料は、ETCカードのICチップに記録された料金（料金所の料金表示器に表示された料金）で精算させていただきます。通行止め時の乗り継ぎ料金調整などは、当カードのご利用では適用外とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- 3 万一、ETCカードを紛失、または盗難に遭った場合、速やかに出発営業所にご連絡ください。（お客さまに故意または重大な過失がない限り、出発営業所に紛失・盗難のご連絡をいただいた日の翌日以降に使用された通行料につきましては、お客さまのご負担といたしません）
- 4 ETCカードを紛失、盗難、毀損、変形された場合、カード賠償金として10,000円をお支払いいただきます。
- 5 ETCカードを紛失、盗難、毀損、変形され、返却営業所にて利用履歴明細が発行できない場合は、預り金として10,000円をお支払いいただきます。後日、道路事業者から株式会社エクシアに請求が来た時点で預り金に過不足が発生した場合は、別途ご返金・ご請求させていただきます。
- 6 道路事業者からETCカード利用の運転者についての問い合わせが入った場合（レンタル終了後も含む）、お客さまにご連絡をさせていただきます。また、道路事業者からの求めに応じて、氏名、住所及び連絡先等のお客さまの個人情報を開示することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 レンタカーの借受期間が終了したにもかかわらずレンタカーのご返却がない場合は、お客さまがレンタル中のETCカードの無効通知を道路事業者に発信いたします。あらかじめご了承ください。
- 8 株式会社エクシアは、ETCシステムの利用により発生した一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負いません。道路事業者に直接お問い合わせください。